

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成27年度第3回企画改善部会・基準法システムWG 議事録

日時：平成27年11月20日（金）16：00～17：00

場所：株式会社I-PEC 会議室

資料：①指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール

②大阪府におけるデータ送受信環境整備状況

出席：株式会社I-PEC 桑原代表取締役、須佐見総務部部長

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐、日笠様

事務局（ICBA） 坂田、栗原（記）

議事：通知・報告配信システム活用について

電子化への取り組みについて

総括：京都府、京都市の要請があり、かつ他の指定確認検査機関も取り組むのであれば、通知・報告配信システムによるデータ送信導入を検討する。

主な意見等

1. 概要書のデータ送信について

- ・将来的には電子データを中心とした報告についてご協力いただく可能性はあるか。（大阪府）
→申請物件の約9割が京都府内の物件である。業務区域として大阪府も入っているが、件数は多くはなく、さらに大阪府内の行政庁ごとにルールが異なるとなると、作業が煩雑になると想定される。
（I-PEC）
- ・京都市は独自の台帳システムを構築しているが、将来的に通知配信システムの活用が開始された場合には、京都市内の申請物件が多い御社にとってはメリットがあるのではないか。（事務局）
→京都市からはExcelによる提出の要望があったため、NICEシステムから出力したものをお送りしている。また概要書についてはPDF化を行っておらず、申請者に2部提出してもらい1部を問い合わせ対応のための保管用とし、もう1部を行政庁送付用としている。なお、弊社から京都市役所は距離的に近いので郵送はせずに直接持ち込んでいる。（I-PEC）
- ・他の指定確認検査機関も取り組むのであれば弊社も協力はさせていただくが、多くの指定確認検査機関にとってシステムの導入は大変な費用負担である。また、それぞれ異なるシステムを利用している行政庁ごとに指定確認検査機関側の方で対応してデータ送信を行うことは煩雑な作業となる。本来は建築基準法上の必要となる事項については、国が統一したシステムとルールを行政側や民間側に示すべきだと考えている。その上でシステムにおいて行政側が必要なものだけを付加できるようにしておけば、独自システムを作る必要もなくなるのではないか。（I-PEC）

2. 電子申請への取り組みについて

- ・電子申請について、何か既に取り組まれていることはあるか。（大阪府）
→一部の大手設計事務所から問い合わせがあったが、現在はあまりない。どちらかというと事前申請をwebで出来ないかという問い合わせはある。また、申請者側の方で構築した電子申請システムに対応し

てくれないかという話もあったが、通知・報告配信システムと同様に行政庁ごとに異なるルールに対応するのは難しいと感じている。(I-PEC)

3. 今後について

- ・上述のとおり、京都府内の物件が申請のほとんどを占めるため、京都府と京都市が通知配信を希望されるのであれば、検討したい。(I-PEC)

以上